

長野県青少年問題協議会の概要

次世代サポート課

1 設置根拠

地方青少年問題協議会法

長野県附属機関条例（別表 1 知事の附属機関）

2 審議事項

青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策について、必要な重要事項を調査審議すること。

（例）

- ・子ども・若者施策の推進に関すること
- ・長野県子ども・若者支援総合計画に関すること
- ・青少年の育成に関すること
- ・困難を有する子ども・若者の支援に関すること
- ・子どもの性被害防止に関すること

3 委員数 15名以内

4 任期

2年 令和6年6月14日～令和8年6月13日

5 報酬

日額12,900円（旅費別途支給）

6 その他

(1) 協議会の開催は年2回から3回を予定

○令和6年度第1回長野県青少年問題協議会の開催予定

日程：令和6年7月26日（金）13時30分～15時30分 長野県庁内

○令和5年度第1回長野県青少年問題協議会の審議事項（参考）

- ・長野県子ども・若者支援総合計画の進捗状況及び新子ども・若者支援総合計画の策定について
- ・長野県内の子どもの性被害と条例の適用状況について
- ・ヤングケアラー支援対策推進事業について
- ・長野県発達障がい情報・支援センターについて
- ・信州型フリースクール認証制度検討会議について

(2) 審議会は原則として公開で開催し、議事録を県ホームページに掲載